

会 議 録

会議名	第3回豊田市公契約条例検討委員会		
日 時	令和3年7月20日（火） 午後3時～午後3時40分		
場 所	豊田市役所 南庁舎5階 51会議室		
出席者	委員	委員長	曾我部 博之（愛知工業大学 教授）
		委員	岡田 千絵（弁護士） 早川 秀喜（豊田商工会議所中小企業相談所会員支援グループ グループリーダー） 湊 裕（連合愛知 豊田地域協議会 事務局長） 鬼頭 圭介（愛知県労働者福祉協議会 豊田支部 事務局長）
		【欠席】	
		委員	那須 伸和（豊田商工会議所建設業部会 副部会長）
事務局	総務部	部長	藤本 聡
	総務部	契約課 課長	加藤 純也
		副課長	出口 ひさと
		担当長	三宅 寛貴
			山口 敏宏 岸上 和美
傍聴人	5名		

1 総務部長あいさつ

2 条例案の検討

資料に基づいて事務局から説明し、質疑応答を行った。

＜主な審議内容＞

発言者	内 容
1 一人親方の取扱いについて	
委員	条例案における労働者の定義から一人親方を除外することについて、説明いただいた内容で理解できた。今後はこの方向で進めていけば良いと思う。今後、受注した事業者や一人親方に何らかの不利益等が生じた場合は、適宜見直しを図っていく必要がある。
委員	愛知県の公契約条例と労働者の定義が異なるが、県と違うことで事業者が混乱するおそれはないか。
事務局	愛知県へ確認したところ、愛知県公契約条例に係る労働環境の確認措置に関する事務取扱要領で、労働者と一人親方の定義を明確に区別しており、本市の条例案と同様に労働環境に関する報告制度において一人親方については提出を求めているとのことであった。理由として一人親方は労働者を雇用している訳では無く、自分自身のことは自分自身で管理してもらうためであるとの回答であった。
委員	資料の別紙4「3（仮称）豊田市公契約条例案の全体像」では特定受注者等に一人親方は含まないとあるが、含むのが正しいのではないか、どのような意味なの

	か。
事務局	今回、修正条例案として特定受注者等の中に一人親方を含めない規定への修正を提案させていただいており、修正後の条例案第2条第5項を反映したものである。これにより、1億5千万円以上の工事等の特定公契約を受注した事業者である特定受注者等には、元請事業者である受注者と、元請事業者と直接下請契約を締結している者の二者は含まれるが、一事業者である一人親方は除外される。その結果、一人親方は労働環境取組報告書等を提出する必要がなくなり、また、公契約に基づく労働環境の確保策においては、労働者を雇用しない者であることから、労働環境の確保策の対象では無くなる。では一人親方の労働環境はどう確保されるのかという質問があると思うが、考え方として一人親方は条例上労働者ではなく、また、労働者を雇用していないため、事業者として労働者の労働環境を確保する必要が無いという考えである。
委員	条例上の一人親方の取扱いについて、労働者に含まず、また、事業者にも含まないことを規定するためにはこのような条文になると思う。
事務局	直近で条例を施行した岡崎市と八戸市は労働者の中に一人親方を含めているが、他の中核市等では労働基準法第9条に定めるところの労働者という形で定義をし、一人親方はこの定義の中に含めていない市も多くあった。労働者に一人親方を含めている八戸市へ考え方を聞いたところ、それぞれの市の考え方次第であるとの回答であった。
2 パブリックコメントの実施について	
事務局	今回の第3回検討委員会の検討結果を踏まえた条例案をパブリックコメントに付させていただきたい。パブリックコメントで寄せられた御意見と市議会各会派からの御意見を踏まえ、第4回検討委員会で協議し最終条例案を作成する。今回の案のまま12月市議会定例会に上程されるものではないことを御了承いただきたい。
委員	パブリックコメントで使用する資料としては、条例案の他に何があるのか。
事務局	条例案のほかに第1条から最終条までを概要として説明した資料を使用したい。なお、規則は使用しない。
委員	この検討委員会の議事録はパブリックコメントとは別の形で公表されるのか。
事務局	検討委員会の議事録は市のホームページに豊田市公契約条例検討委員会の専用ページを作成し掲載している。
委員	第1回の検討委員会では条例の施行等の時期について、令和3年12月市議会定例会に上程し、来年春の施行を目指していると説明があった。一方、このパブリックコメントの結果については、令和4年2月の広報とよたで公表と説明があり、時期的にやや遅い印象である。令和3年12月市議会定例会への上程や第4回検討委員会も含め、スケジュール的に特に問題は無いのか確認したい。
事務局	パブリックコメントの結果は、当初は1月号にて掲載することを考えていたが、原稿の締切りが非常に早く、2月号でも12月議会が終わった段階での締切りとなるため、2月号において、豊田市公契約条例ができた旨とパブリックコメントの結果を掲載する方向で調整をしている。委員から御意見があったように、広報とよたでは、パブリックコメント結果の公表がかなり遅くなってしまったため、ホ

	ームページではリアルタイムで出していきたいと考えている。
委員	ホームページで、できる限り早い時期で公表していくことであれば良いと思う。
委員長	それでは本案をもってパブリックコメントを実施するということで良いか。
委員	はい。
3 事業者の事務負担について	
委員	第2回検討委員会の会議録2ページ目にある事務負担等に関する項目の中で、条例化によって市側の業務量が増加する想定をしているとある。確認であるが事業者側の負担は現行制度よりも軽くなると思っていなのか。
事務局	現在、条例案の検討と合わせて、現行制度における事務との擦り合わせ作業も進めている。事業者側の負担については、現状の見通しとしては、軽くなる、若しくは軽くなるようにと考えている。現状、特定公契約の対象となる1億5千万円以上の工事は、原則として総合評価方式による一般競争入札を実施しており、一般的には事業者から労働環境の向上に向けた提案をいただいている。その内容としては雇用者に対する賃金の上乗せや、労働基準法に定める条件よりも上乗せした労働環境の確保といったものである。公契約条例が原案のまま成立した場合においては、その労働条件の向上に向けた提案を評価項目から外し、その代わりとして労働環境確保に関する報告をいただこうと思っている。従来その提案をするために事業者に対し、提案書や資料といった様々な書類の提出を求め、それを実践していただく必要があったが、そういうところが無くなるので、その意味で事業者側の負担が減るのではないかと考えている。
委員	総合評価方式における労働環境の向上に向けた提案については、事業者から一体どのようにしたら加点が受けられるのかについて相談を受けたことがある。今回、条例化によって制度が代わり、こういったことが無くなれば事業者にとって不利でない限りは良いことだと思っている。
委員	現状の提案制度について、これまで加点をもらうために頑張ってきた事業者が、今後、労働環境取組報告書による合格点が取れば良いと考えてしまい、頑張らなくなる方向になってしまうことが心配されるのでは。
事務局	委員の御意見のとおり、提案方式と比較してマイナスとなってしまうのではとの懸念があると思うが、実際には、入札に参加する事業者全てが提案している訳ではない。総合評価方式では価格の評価とその他の条件の評価を合わせて落札者を決める方式であり、仮に提案を多くされたとしても、評価の内容次第によっては、低い金額を入れた事業者が落札してしまうこともある。また、これまでの提案による波及効果の程度を把握するのは難しく、提案を実現するために、事業者が費用負担をしている場合や、実際に提案を行わず低い金額で入札をし、そのまま落札して労働環境向上の取組は一切行われずに受注される場合もある。このような状況であるため、必ずしも全てがマイナスにシフトしていく訳ではないと想定している。むしろ事業者側の負担を減らし、入札参加を活性化できれば良いと考えている。

3 その他

第4回豊田市公契約条例検討委員会の開催日は近日中に調整する。